

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-3
提出年月日	令和5年1月10日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第33条 保安電源設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	資料全般	資料の構成に合わせて、英数字、括弧及びスペースの半角/全角を修正した。また、英数字のフォントを「MS明朝」に修正した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-7, 11, 19, 23, 26	ディーゼル発電機の記載を次のとおり適正化した。（下線部参照） （旧）必要なディーゼル発電機 （新）ディーゼル発電機2台	2022.12.21ヒアリング対応
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-15	7～8行目の以下の誤記を修正した。 （旧）供給信頼度の整合が図られた設計とし、 （新）供給信頼度の整合が図られた設計とし、	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-24	6行目の読点を削除した。（下線部参照） （旧）メタルクラッド開閉装置で構成し、遮断器には （新）メタルクラッド開閉装置で構成し遮断器には	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-26	2行目の読点を削除した。（下線部参照） （旧）ディーゼル発電機は、多重性を考慮して、 （新）ディーゼル発電機は多重性を考慮して、	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-28, 46	以下の項目に直流電源設備を構成する「直流コントロールセンタ」の記載を追加した。 ・10.1.1.4.4 直流電源設備 ・10.3.4.8 直流電源設備	2022.12.21 14条ヒアリング指摘事項の反映
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-29	7行目の読点を削除した。（下線部参照） （旧）蓄電池（非常用）は、A蓄電池（A系）及び （新）蓄電池（非常用）はA蓄電池（A系）及び	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-31	2行目の以下の記載を削除した。（下線部参照） （旧）チャンネルごとに分けて分離し、 （新）チャンネルごとに分離し、	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-40	6行目及び12行目の以下の記載を修正した。（下線部参照） （旧）西双葉開閉所が停止した場合 必要となる電力を供給できるような容量を （新）西双葉開閉所が停止した場合 必要となる電力を供給できる容量を	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-73, 80, 83	設備の総称と個別名称の紐づけのため、以下の図に「充電器」、「直流コントロールセンタ」の記載を追加した。 ・第10.1.3図 直流電源設備単線結線図 ・第2.1.1.4図 直流電源設備単線結線図（常用電源設備） ・第2.1.2.2図 直流電源設備単線結線図（非常用電源設備）	2022.10.25 14条審査会合指摘事項の反映
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-74, 84	以下の図のメカニカルインターロックの凡例のずれを修正した。 ・第10.1.4図 計測制御用電源設備単線結線図 ・第2.1.2.3図 計測制御用電源設備単線結線図	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-75, 78	泊発電所に直接接続する送電線を色分けし、泊発電所～西野変電所、泊発電所～西双葉開閉所及び泊発電所～国富変電所間の送電線名を記載した。 ・第10.3.1図 送電系統概要図 ・第2.1.1.1図 送電系統図	2022.12.21ヒアリング対応
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-83	以下の脱字を修正した。（下線部参照） （旧）第2.1.2.2図 直流電源単線結線図 （新）第2.1.2.2図 直流電源設備単線結線図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-94	第2.2.1.8図の枠を追加した。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-98	6行目の以下のように記載を削除した。（下線部参照） （旧）後備変圧器の1次側の接続部位は、送電線接続部位についても（新）後備変圧器の1次側の接続部位は、送電線接続部についても	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-103	第2.2.1.2表の検知後の対処欄の記載（計3箇所）を修正した。（下線部参照） （旧）トリップ発生することにより、1相開放故障の発生を （新）トリップが発生することにより、1相開放故障の発生を	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-104, 105, 107	以下の表の対応操作欄の文末に句点を追加した。 ・第2.2.1.3表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作（通常運転時） ・第2.2.1.4表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作（発電用原子炉の起動又は停止中） ・第2.2.1.6表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作（所内変圧器使用時）	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-105	第2.2.1.4表の識別方法のうち、以下の脱字を修正した。（下線部参照） （旧）地絡過電流継電器（51G）にて知 （新）地絡過電流継電器（51G）にて検知	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-123, 124	送電線のルート及び交差・近接箇所について、送電線と矢印の太さ等を適正化して送電線ルートが見やすくなるよう修正した。 ・第2.2.3.1図 送電線ルート ・第2.2.3.2図 送電線の交差・近接箇所	2022.12.21ヒアリング対応
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-124	1行目の以下のように記載を削除した。（下線部参照） （旧）発電所構外において交差・近接する箇所が5箇所 （新）発電所外において交差・近接する箇所が5箇所	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-172	不要な半角スペースを削除した。（下線部参照） （旧）第2.2.4.20図 CVケーブルダクト断面図 （新）第2.2.4.20図 CVケーブルダクト断面図	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-186	設備名称統一のため以下の修正を行った。（下線部参照） （旧）主蒸気逃し弁 （新）主蒸気逃がし弁	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-189	以下の記載を修正した。（下線部参照） （旧）必要なディーゼル発電機 （新）必要なディーゼル発電機1台	2022.12.21ヒアリング対応
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-193	全交流動力電源喪失時の代替電源（交流）の優先順位を、第2.3.2.2図のフローに合わせて修正した。（下線部参照） （旧）①代替非常用発電機による給電 ②可搬型代替電源車 ③号炉間連絡ケーブル（号炉間融通） ④275kV開閉所設備（号炉間融通） （新）①代替非常用発電機による給電 ②後備変圧器 ③可搬型代替電源車 ④号炉間連絡ケーブル（号炉間融通） ⑤275kV開閉所設備（号炉間融通）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-194, 196	第2.3.2.1図及び第2.3.2.2図の「号機間」の記載を「号炉間」に修正した。 また、第2.3.2.2図の「3号非常用受電設備」の記載を「後備変圧器」に修正するとともに、凡例見直しに伴い図面を修正した。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-別紙12-8	式の説明と式の間接関係を示す「括り」記号のずれを修正した。	2022.12.21ヒアリング対応
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-別紙13-1	66kV送電線の基準要求に対する適合性の説明に一貫性がなかったことを踏まえ、66kV送電線については、基準適合に必要な電力供給ルートである位置付けに統一し、次の修正を行った。 ・送電鉄塔の倒壊を前提とした共倒れの影響を踏まえても、電線路（送電線）のうち少なくとも一回線は、他の回線と物理的に分離して受電できるよう、常設の66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器を設置し、基準適合に必要な66kV送電線からの常設設備による電力供給ルートを確保する設計とした。 ・基準適合に必要な常設設備による66kV送電線からの電力供給ルートで対応することが分かるよう、補足説明の記載を修正した。	2022.12.21ヒアリング対応
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-別紙13-1	66kV送電線からの分岐による電力供給ルートの確保のうち、3ボツ目の文末の記載を修正した。（前文の文末に合わせて下線部を削除した） ・66kV開閉所（後備用）に接続する設計とする。 ・CVケーブルトンネルに敷設する設計とする。 また、「3号非常用受電設備」に係る4ボツ目の記載を削除した。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r.7.0）	33条-別紙13-2	後備変圧器設置後の概略配置図について、送電線と矢印の太さ等を適正化して送電線ルートが見やすくなるよう修正した。 ・第1図 概略配置図	2022.12.21ヒアリング対応